

令和7年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1556号）（未定稿）

◎日 時 令和7年12月9日（火）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（22人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	とものり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員（1人）

21番	ふかみ	貴子	議員
-----	-----	----	----

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	藤 本 誠 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 章 君
地 域 保 健 担 当 部 長	高 木 明 子 君
千 代 田 保 健 所 長	
地 域 振 興 部 長	印 出 井 一 美 君
文 化 ス ポ ー ツ 担 当 部 長	中 田 治 子 君
環 境 ま ち づ くり 部 長	加 島 津 世 志 君
ま ち づ くり 担 当 部 長	
ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 技 監	川 又 孝 太 郎 君
政 策 経 営 部 長	村 木 久 人 君
デ ジ タ ル 担 当 部 長	夏 目 久 義 君
財 産 管 理 担 当 部 長	
行 政 管 理 担 当 部 長	御 郷 誠 君
会 計 管 理 者	大 谷 由 佳 君
総 務 課 長	佐 藤 久 恵 君
企 画 課 長	小 菅 啓 介 君
財 政 課 長	前 田 美 知 太 郎 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ど も 部 長	小 川 賢 太 郎 君
教 育 担 当 部 長	大 森 幹 夫 君

(選挙管理委員会事務局)

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 合 芳 則 君
-----------------------	-----------

(監査委員事務局)

監 査 委 員 事 務 局 長	恩 田 浩 行 君
-----------------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	石 綿 賢 一 郎 君
事 務 局 次 長	(事務局長事務取扱)
議 事 担 当 係 長	新 井 秀 樹 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君
議 事 担 当 係 長	細 倉 岳 君

午後1時00分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから、令和7年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1から第6を一括して議題にします。

---

議案第54号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第55号 千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例

議案第60号 旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約について

議案第61号 千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約について

議案第62号 オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）について

議案第71号 区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 岩佐りょう子企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 企画総務委員会に審査を付託されました議案のうち、6議案の審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務のうち、同法に係る事務の内容を改めるほか、規定を整備するものです。

同法の一部改正に伴う改正については令和8年4月1日から、その他の改正については公布の日から施行します。

質疑の中で、今回の条例改正で手数料額の変更はないが、法改正において、マンションの建て替え以外にも、一棟リノベーション等対象が広がるため、関係部と連携して制度周知に努めていくことが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第54号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号、千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例は、区営千鳥ヶ淵ボート場の運営管理費及び利用の状況等を踏まえ、負担の適正化を図るとともに、使用料に新たな区分を設け、併せて観桜期の設定を改めるものです。公布の日から施行します。

質疑の中で、使用料区分に「区民」を設けることによる区民であることの確認は、公的な身分を証明するもの、または区の施設で発行したカード等を提示してもらうことを考えていること。区民以外の使用料を引き上げることで、ボート場の運営管理費に対する公費負担は40%程度の見込みになると想定していること。ボートに乗れる人数のうち1人以上が区民であれば、区民使用料を適用すること。広く区民に利用してもらう方法については、まずは区民の利用実態を把握

し、今後検討していく考えであること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第55号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号、旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約については、旧区立練成中学校改修機械設備工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は1億1,864万5,000円、契約の相手方は株式会社丹野設備工業所東京支店です。

質疑の中で、落札金額が予定価格に近いが、本案件は不調を経ての2回目の入札結果であり、不調後の調整を経て差異が詰まった結果であると判断していること、契約案件は入札監視委員会の中で専門家の第三者に確認してもらっており、指摘を受けた事項は、同じような疑義が生じないよう全庁的に周知し、また、入札監視委員会の記録は区のホームページでも公表していること。入札参加資格要件で契約金額5億6,000万円以上の空調工事の実績を1件以上有することを定めているが、これは区の基準で定めているものであり、不調になった場合等には、基準を緩和することを所管と相談し、柔軟に対応しているものであること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第60号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約については、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により契約金額は1億8,645万円、契約の相手方は暁幸テック株式会社です。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第61号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号、オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）については、本庁舎6階のオフィスレイアウト変更に伴い什器類を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は6,655万円、購入先はジャンボ株式会社です。

質疑の中で、2者辞退しているが、辞退の理由は、仕様を満たせない、発注者が満足する札入れができないと聞いていること。今回新たに参加した事業者2者が辞退したため、理由を調査したところ、物品を期限までに納品できるか分からず、リスクを鑑み、辞退したこと。また、契約案件の規模が大きかったことという結果であったこと。契約所管としては、事業者に検討の時間をなるべく長く取ってもらえるように、所管部署に対して契約請求を早めに提出するよう周知したいと考えていること。今回の落札事業者は、区の什器類購入で多く落札しているが、新たな事業者の下見積りをもらうため等により入札参加間口が広がるよう、契約所管として各所管に依頼する考えであること。今回のように規模の大きい案件は、まとめて発注するか分割発注するかの判断は難しいが、所管からの契約請求を受け、事業者の受注状況や納期等を踏まえ、所管とよく相談した上で議会に報告していく考えであること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第62号は、賛成全員で可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第71号、区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約については、区立内幸町ホール改修電気設備工事施行のため請負契約を締結するもので、競争入札に付し入札者がいないことから、随意契約により、契約金額は1億9,129万円、契約の相手方は工藤電業株式会社です。

質疑の中で、できるだけ公告の機会を設け、入札により業者を決めていくことが基本であるが、不調による区民サービスへの影響や開設時期が延伸される場合には、所管との協議の上、どういった形が一番適切かを検討した上で契約方法を決定すること。1回目の入札では、最低制限価格未滿で失格となり、2回目の入札では辞退した事業者がいたが、その理由は技術者の配置が難しいということであったため、応札した事業者とは随意契約の話をする状況には至らなかったこと。最低制限価格は非公表だが、予定価格は事前公表しており、区のホームページでは最低制限価格が予定価格の75%から90%の範囲で設定することを公表していることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第71号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、6議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第55号、千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例、議案第60号、旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約について、議案第61号、千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約について、議案第62号、オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）について、議案第71号、区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約についての6議案は、いずれも岩佐りょう子企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第7から第11を一括して議題にします。

---

議案第56号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

議案第57号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第58号 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第59号 千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

議案第69号 千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（秋谷こうき議員） 池田ともりの文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔池田ともり議員登壇〕

○10番（池田ともり議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました議案のうち、5議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第56号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例は、児童福祉法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものです。公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第56号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉法及び厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、乳幼児の健康診断に係る家庭的保育事業者等の義務の特例について改めるほか、規定を整備するものです。公布の日から施行します。

質疑の中で、本改正により、行わないことができることとなった健康診断の内容は、区が実施する健康診査と同等であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第57号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するものです。公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第58号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号、千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するものです。公布の日から施行します。

質疑の中で、新設された市町村に対する努力義務の内容は、障害のある方が病院などから地域に戻ってきやすいような相談体制等の整備の明示等であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第59号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども子育て支援法の一部改正及び内閣府令特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の公布に伴い、区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。令和8年4月1日から施行します。

質疑の中で、非常災害対策、暴力団排除、過料の項目については、国の基準では定められておらず、区独自の部分となり、条例案第5条については、警察関係からの情報提供等による具体的な事例に基づいて対応していくこと。医療的ケア児等の受入れについては、受入れ体制整備への補助を含めて、今後検討していく予定であること。現在、私立園4園、区立園2園の計6園が実施の意向を示しており、トータルで60人程度を受け入れることができる見込みであるが、歳児別の受入れ数には偏りがあり、マッチングが今後の課題であること。本試行的事業での人員配置に対する補助、保育士採用の充実に向けた人事所管課等の連携等により、保育士不足に対応していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、初めに、本議案審査では、前回の第3回定例会で議決した条例とは異なり、事業の運営基準を定めるものであること。現場保育士等の負担軽減については区としてフォローしていくこと。そのほか、利用までの流れ、未就園児の状況、条例の基となる国基準、また区独自の基準などが確認できた。今後の本格実施に当たっては、試行の状況などを踏まえながら区民ニーズに応え、課題や改善点を見つけ、よりよい制度へと発展させていくことを期待する。子どもの健やかな成長を支え、乳幼児を保育している保護者の孤立防止も含めた事業としてもらいたい旨をお願いし、本議案に賛成する。

次に、誰でも通園制度については、親の就労にかかわらず子どもたちが保育を受けられるという理念には賛同しつつも、保育士不足の中、保育園の負担や利用する乳児の負担が大きく、導入は時期尚早との考えにより反対であった。しかし、誰でも通園制度が実施されることとなった現在、施設の安全基準や運営事業者の選定基準を定めることは必要であり、本条例は施設の安全性確保や反社会的団体を排除する内容となっている。施設の安全管理や運営事業者の点検をしっかり行うこと、また、保育士確保等、保育園の負担を十分に軽減することを求め、本議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第69号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、5議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第56号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例、議案第57号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第58号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第59号、千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例、議案第69号、千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の5議案は、いずれも池田ともりの文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第12を議題にします。

委員会提出議案第3号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

○議長（秋谷こうき議員） 提出者を代表して、岩佐りょう子企画総務委員長より提案理由の説明をお願いします。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 委員会提出議案第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国経済は、コロナ禍を経て緩やかな回復基調にあるものの、円安や資源価格の高騰によるコスト増、さらには世界経済の不透明感が事業活動に深刻な影響を及ぼしています。

とりわけ、固定資産評価額が極めて高水準にある千代田区においては、区民が依然として固定資産税及び都市計画税の重い負担を強いられています。加えて、区内の中小企業・小規模事業者は、売上の不安定さに加え、インボイス制度導入による負担増により、事業の継続すら危ぶまれる厳しい経営環境に置かれています。

このような状況下にあっても、安心して住み、働き続けたいと願う区民の負担軽減を求める声は切実です。こうした声を受けて、千代田区は、長年にわたり、区民・町会・事業者と区議会が一体となり、固定資産税の大幅な減税を強く要望してまいりました。

一方、東京都においては、地方税法に基づき認められる裁量を最大限に活用し、固定資産税及び都市計画税の軽減措置として、独自の特例を講じています。しかしながら、特別区は大都市圏として地価水準が依然として高く、住宅コストのみならず税負担も増大している現状に鑑みれば、これらの特例措置が廃止された場合、区民に及ぼす経済的・心理的影響は甚大であり、計り知れないものがあります。

よって、千代田区議会は東京都に対し、納税者が真に納得し得る税負担となるよう、固定資産税及び都市計画税の制度改革を国へ積極的に働きかけるとともに、下記の事項について強く要望するものです。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以後も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以後も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を6.5%に引き下げる減額措置を、令和8年度以後も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

千代田区議会議長名

東京都知事 宛て

提出するものです。満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました、委員会提出議案第3号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書は、岩佐りょう子企画総務委員長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第13を議題にします。

---

議員提出議案第5号 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取り組みのさらなる  
推進を求める意見書

○議長（秋谷こうき議員） 提出者を代表して、春山あすか議員より提案理由の説明をお願いします。

〔春山あすか議員登壇〕

○12番（春山あすか議員） 議員提出議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

## 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取り組みのさらなる推進を求める意見書

国は、基幹業務システムの統一・標準化への取り組みを通じて、各自治体が情報システムを個別に開発する際に生じる人的・財政的な負担を軽減し、地域特性に応じた住民サービスの向上に専念できる体制の構築や新たなサービスの迅速な展開を可能とすることをめざしています。

今後は、こうした標準化の成果を最大限に活用し、住民の理解のもと、自治体内や自治体間、国との間でのデータ連携を一層推進することで、住民サービスの質と効率の向上を図ることが求められます。

については、国が主導する「公共サービスメッシュ」の整備を通じて、行政機関が保有するデータを円滑に活用・連携できる環境を構築し、住民サービスのさらなる向上や自治体職員の業務効率化・負担軽減を図ることで、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情に応じた企

画・立案業務等に一層注力できる体制を整えることが重要です。

以上を踏まえ、国におかれては、下記の現場の実情を考慮し、財政上の懸念を払拭するため、早急に実施されるよう、強く要望します。

#### 記

- 1 行政機関が保有するデータに関しては、個人情報保護法等の規定を十分に踏まえ、適切に管理・運用することが前提となっています。自治体内情報活用サービスによるデータの活用・連携にあたり、個人情報の適正利用に向け、各自治体間で運用の格差が生じないように、既に整備されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき、具体的な運用事例や解釈に資する手引書を迅速に提示すること。
- 2 国が主導する「公共サービスメッシュ」の整備状況等について、継続的かつ具体的に詳細な情報提供を自治体に行うとともに、整備にあたり、自治体への影響が見込まれる場合には、継続的に意見を聴取する機会を設け、必要に応じて意見照会を実施すること。
- 3 システムの運用経費が大幅に増加する懸念を払拭するため、クラウド利用料の大口割引の継続的・安定的提供や、コスト最適化に向けた支援を抜本的に強化すること。また、「公共サービスメッシュ」の利用等に際して、制度改正等に伴うものはもちろんのこと、制度改正以外の改修が見込まれる場合にも、国庫負担による支援を講じること。加えて、本格運用前の検証事業等を実施する場合は、その費用負担や技術支援などについても十分な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

千代田区議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

デジタル大臣 宛て

に提出するものです。満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（秋谷こうき議員） 議員提出議案第5号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 討論に入る前に、昨晚、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.8、最大震度6強の大きな地震が起こり、大きな被害が出ております。また、後発地震注意情報も出されております。被害に遭われた皆さんにお見舞い申し上げるとともに、国や関係機関に対し、防災の取組を強めることを求めたいと思います。

それでは、議員提出議案第5号、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取り組みのさらなる推進を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

基幹業務システムの統一・標準化は、全国の自治体の住民サービスなどの情報システムを20の業務を対象に、国の基幹システムに統一するものです。これによって、全国の自治体の独自施策を国の標準化システムに合わせなくてはならなくなり、住民サービスの後退やサービスの拡充が難しくなること、またシステムへの移行で、自治体の多大な財政負担が大きな問題となっています。

自治労連が2月から8月まで行ったシステム標準化についての実態調査では、170の自治体が回答し、そのうち86.3%が「運用費が増加した」と回答、13.5%の自治体が「独自施策の見直し・廃止を検討している」と回答しております。

意見書の問題点を指摘します。

まず、本意見書案は、行政機関が保有するデータを円滑に活用、連携できる環境を構築し、住民サービスのさらなる向上を図るとしています。しかし、標準化システムの活用により、住民ニーズに基づくカスタマイズが排除される危険性を見逃ごせません。デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針では、自治体情報システムの標準化に優先的に取り組みながら、20の基幹業務以外の業務については、国の業務と基準が合致するものを検討して、順次、共通システム化を進めるとしています。しかし、共通システムはシステムのカスタマイズができません。これでは住民ニーズに適切に応えることはできず、地方自治が後退しかねません。意見書案は、自治体の「意見聴取する機会を継続的に設けること」を求めています。必要なのは、国に対し、自治体の自主性、自律性、多様性の尊重を求めることではないでしょうか。

次に、意見書案は、「自治体内情報活用サービスによるデータの活用、連携に当たり、個人情報の適正利用に向け、各自治体間で運用の格差が生じないように、具体的な運用事例や解釈に資する手引書を迅速に提出すること」を述べております。

そもそも個人情報保護制度については、国より地方のほうが前進していました。個人情報の利活用を目的とする国指導のデジタル化により、自治体の個人情報保護条例は廃止させられたのです。求められているのは、地方自治体が保有する住民の個人情報の取扱いが自治事務であることを踏まえ、本人同意のない個人情報の集約化や流用、外部の提供企業による個人情報の利活用は行わないこと等、地方自治の本旨に基づき、各自治体が自主的に取り扱えるように改善を図ることではないでしょうか。意見書案の「システムの運用経費が大幅に増加する懸念を払拭するため、クラウド利用の大口割引の継続的・安定的供給や、コスト最適化に向けた支援を抜本的に強化すること」と述べています。大事な指摘だと考えます。自治体情報システムの標準化が自治体財政に大きな負担をもたらす懸念があります。自治体の様々な不安を払拭できる財政的責任を国は果たすべきであります。

ただ、国は、情報システムの標準化によって、行政に集約される膨大な個人と行政情報のオーブンデータ化、その利活用による企業の利益獲得を、成長戦略の柱に据えています。デジタルによる情報処理の過程は、人には見えません。情報の集中、集積、流通、検索等が極めて容易に行

われています。そのため、情報処理の管理方法を誤れば、人権侵害など社会全般に深刻な影響を及ぼす危険があります。

デジタルの活用は、国民の基本的権利と地方自治を踏まえたものに抜本的に見直すことを求め、反対討論といたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、25番富山あゆみ議員。

〔富山あゆみ議員登壇〕

○25番（富山あゆみ議員） 議員提出議案第5号、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取り組みのさらなる推進を求める意見書につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本意見書は、自治体システムの標準化と公共サービスメッシュの整備を通じて、行政機関が保有するデータの円滑な活用と連携を可能とする環境を構築し、住民サービスのさらなる向上と自治体職員の業務効率化、負担軽減を実現することを目指すものです。これにより、職員は住民への直接的なサービス提供や地域の実情に即した企画・立案業務に一層注力できる体制が整うこととなります。一方、データ活用、連携に当たっては、個人情報保護法等の規定を厳格に遵守し、適切な管理・運営を図ることが不可欠です。

区民の信頼を損なうことなくデジタル化を推進するためにも、個人情報の適切管理が何よりも重要であり、国には自治体間で活用の運用の格差が生じないように、統一的なガイドラインに基づく具体的な運用事例や解釈に関する手引き等の早急な整備を強く要望するものです。

また、財政負担の観点からも、標準化の取組により、自治体には一層、一定の負担が生じることが予想される中、国が進める公共サービスメッシュの利活用に際して、自治体にさらなる負担を求めることがないように、実証期間中も含めて、国庫負担による十分な財政支援と技術支援を講じることを強く求める内容となっております。

さらに、公共サービスメッシュの整備状況や情報提供、自治体への影響が見込まれる場合の意見聴取など、現場の実情に即した取組を強く求める等、本意見書は、区民の信頼を守りつつ、持続可能な行政運営と――失礼しました。少々お待ちください。失礼しました。持続可能な行政運営とサービス向上の実現に寄与するものとなっております。

以上、標準化の取組のさらなる推進に向け、個人情報保護の徹底と財政負担軽減の観点に加えて、地方の実情を踏まえたデジタル化の恩恵を区民に確実に届けるためにも、本意見書に賛成いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました、議員提出議案第5号、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取り組みのさらなる推進を求める意見書は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第5号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第5号は、賛成多数により、原案どおり可決されました。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタルトランス・フォーメーション特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） まず初めに、昨日12月8日夜に発生いたしました青森県東方沖の地震被害について、現在は状況を把握中と政府の発表がございましたが、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被害を受けた地域の早期の復旧を心より祈念申し上げます。

さて、今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和7年度千代田区一般会計補正予算第3号及び急施をもってご提案させていただきました千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、その他条例の一部改正などございました。慎重なるご審議の上、いずれも原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例区議会のご審議の過程で賜りました貴重なご意見、ご指摘を十分に踏まえ、今後の区政運営に取り組んでまいります。区議会の皆様におかれましても、何とぞご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和7年第4回区議会定例会閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本年第4回定例会を閉会します。

散会します。

午後1時38分 散会